

会 議 録

会 議 の 名 称	行田市国民健康保険運営協議会（令和 7 年 第 2 回）
開 催 日 時	令和 7 年 8 月 8 日（金） 開会：午後 1 時 3 0 分・閉会：午後 2 時 2 5 分
開 催 場 所	行田市産業文化会館 第 2 会議室
出席者(委員)	1 2 名
欠席者(委員)	3 名
事 務 局	4 名（健康福祉部長、健康課長・健康福祉部大崎副参事・主幹）
会 議 内 容	議題等 報告第 1 号 令和 6 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算概要について 行田市国民健康保険税の税率等について（諮問）
会 議 資 料 他	配布資料 ・令和 6 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算概要 ・令和 6 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算 ・行田市国民健康保険税の今後の見直しについて ・行田市国民健康保険税の税率等について（諮問）の写し ・運営協議会委員のための国民健康保険必携 2 0 2 5 【社会保険出版社】
そ の 他	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事 務 局	行田市国民健康保険規則第5条第3項に規定する委員の過半数の出席は得ておりますので、本日の会議は成立することを報告します。 次に会議の公開・非公開についてですが、この会議は公開とさせていただきますことを報告します。 それでは、これより令和7年第2回行田市国民健康保険運営協議会を始めます。 なお、この会議は公開されますが、本日は傍聴を希望する方が1名おりますので、ご報告いたします。 初めに長島会長からご挨拶をお願いします。
会 長 事 務 局	会 長 あ い さ つ ありがとうございました。 今回の協議会は令和7年度になり、初めての会議です。この協議会を担当する事務局の職員を紹介します。
事 務 局 健康福祉部長	職 員 の 紹 介 次に、熊谷健康福祉部長から挨拶申し上げます。 部 長 あ い さ つ
事 務 局	次に、議事に移ります。行田市国民健康保険規則第5条第1項の規定に基づき、長島会長に議長をお願いします。 それでは早速ですが、会議録署名委員の選任を行います。事務局の説明を求めます。
事 務 局 議 長	会 議 録 署 名 委 員 選 任 の 説 明 事務局から説明があったとおり、榊委員、吉野香代美委員にお願いすることよろしいですか。
事 務 局 議 長	異 議 な し 異議がないようですので決定します。両委員よろしく申し上げます。次に審議事項に入る前に、ご報告させていただきます。本日の会議内容につきましても、録音させていただき、会議録につきましても、私が内容を確認した上で、公開させていただきますので、ご了承の程、申し上げます。
議 長	次に、次第の4審議事項に移ります。 報告第1号令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算につ

榊 委員	いて事務局からお願いします。 報告第 1 号の説明 ただいま説明がありましたが、質疑等がありましたら挙手をお願いします。 報告第 1 号の資料、令和 6 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算概要の国民健康保険税で、令和 6 年度と令和 5 年度決算額を比較すると決算額の差が示されています。また、資料、令和 6 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算の歳入、国民健康保険税、医療給付費分滞納繰越分とありますが、保険税を減免や滞納する方がいるものと考えられます。決算額を予算と比較すると約 10,000,000 円の差があります。保険税の滞納繰越分をどのように対応しているのか。滞納繰越分について、しっかりとした対応をお願いしたい。 次に、資料、令和 6 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算の歳出、保険給付費の高額療養費について、年々薬価の改定などにより増えるものと認識していますが、先の国会において高額療養費の引き上げというような話がありました。この次の国会では、当然これは審議されると思われませんが、この高額療養費は市民生活の中で重たい病気を持っている方の大切な制度として国民健康保険を信頼しているという気がします。国の制度ですが、高額療養費の議論が始まる前に、市長会、あるいは市議会議長会などの団体を通じて、県知事へ要望して、あるいは県知事の要望をさらに厚生労働省へ、高額療養費の審議が始まる前に、市からいろいろな団体を使って要望し、市民の安心安全を守る国の制度に対して、限りはあるかと思いますが、できる範囲内で市民の方々の不安を少しでも少なくしていただければと思います。 次に、資料、令和 6 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算の歳出、保健事業費について、この保健事業費は大切な事業です。しかし、決算額と予算額を比較すると、残額があります。予算を効率的に、適正に使ってこそ疾病を予防できます。この予算を活用して、疾病の予防に努めていただきたい。 最後に、この特別会計決算とは、間接的な関係になりますが、この 8 月から紙の保険証の有効期限が切れることになりました。厚生労働省は経過措置を設けていますが、認知症の高齢者、目の不自由な障害者、知
-------------	--

議 長 事 務 局	的障害を抱える家族の方々、老人ホームに入所している保護者の方々、そういった方々がマイナ保険証を使えるかどうか、このような不安が市役所に寄せられていますか。市民の方々皆さんが、マイナ保険証利用時に電子証明書の有効期限を理解されていればよいですが、まだ紙の保険証廃止による不安を持つてゐる方がいるのではないかと思います。そのような方々に対して、何らかの対応をする必要もあるのではないのでしょうか。相談窓口を専門に作るとか、いろいろなことを考えられると思います。国民健康保険は半世紀以上続く制度であり、マイナンバーカードの電子証明書が有効期限内であればマイナ保険証として利用できますが、この電子証明書の有効期限経過後に保険税を納めていても、必要な医療サービスが受けられないということになりますと、国民健康保険の財政基盤だけではなくて、信頼を市民の方々から失うことになり、保険税を納めても意味がないということにもなりかねないですね。国民健康保険を半世紀以上、紙の保険証により利用されている方々が圧倒的に多いので、紙の保険証廃止後の不安を少しでもなくすための努力を厚生労働省、埼玉県、市役所がそれぞれ担う役割があるのではないか、意見も含まれますが教えていただきたい。 事務局の回答をお願いします。 報告第1号の資料、令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算概要の歳入、国民健康保険税で、医療給付費滞納繰越分は税額の減免が含まれないもので前年度から繰り越された滞納分の保険税額になります。保険税の時効は5年間です。滞納している状況を把握し、徴収を担当する収納課と共に、税收確保という観点で対応したいと考えております。 次に保険給付費の高額療養費について、昨年から議論されていますが、国の制度法律に基づくものなので、今後、全国市長会等へ要望してまいりたいと考えます。 次に保健事業費の予算が残っているとのことですが、しっかりと計画を立てて予算を執行することで、疾病予防に努めていきたいと考えます。 最後に紙の保険証の廃止による対応についてですが、マイナ保険証を利用している被保険者へ「資格情報のお知らせ」をお送りしているが、
----------------------	--

		この「お知らせ」のみでも翌年の３月まで有効であること。また、厚生労働省から各医療機関へマイナ保険証が利用できない被保険者への対応について周知していると同っております。市としては、保険者として、市のホームページなどで紙の保険証廃止後の対応を周知しています。少しでも市民の不安を取り除けるように、窓口でも丁寧な対応をとりたいと考えております。また、要支援者の方、障害者の方などでマイナ保険証の利用が難しい場合は、資格確認書を交付し、希望者へはマイナ保険証の利用停止を受け付けております。マイナ保険証が利用できなくなる代わりに今までの紙の保険証と同じような資格確認書へ変更していただくよう案内しているところです。
議	長	ただいま説明がありましたが、質疑等がありましたら挙手をお願いします。
		質 疑 な し
議	長	質疑等がないようですので、次に移らせていただきます。 次に、次第の６行田市国民健康保険税の税率等の（諮問）について事務局に説明を求めます。
事 務 局		行田市国民健康保険税の税率等について（諮問）の説明
議	長	ただいま説明がありましており、本日、市長から諮問書が提出されました。この件について何かございましたら挙手をお願いします
榊 委 員		５ページの一般会計繰入金の推移について、一般会計からの繰入が多くなっているとのことですが、繰入金が増加していることを考慮し、今後、保険税率を改正して、保険税収入の増額を図るものとのこと。注意していただきたいのは、特に多人数世帯などへの影響が大きいため、改定にあたっては、被保険者の急激な負担増にならないように配慮していただきたいと、要望ですがお願いします。
事 務 局		ありがとうございます。急激な負担増にならないよう計画的に、令和９年度の標準保険税率に向けて、埼玉県内、どこの市町村も、令和９年度の準統一に向けて準備しているところです。また、行田市では令和６年度から税率改定をして、急な負担増にならないような対応しております。
議	長	ただいま説明がありましたが、質疑等がありましたら挙手をお願いします。

		質 疑 な し
議 長		それでは、スケジュールのとおり進めることとし次回の協議会において見直し案をご審議いただくこととします。よろしくお願いします。
議 長		次に、次第の 6 その他でございますが、事務局から何かありますか。事務局お願いします。
事 務 局		次回の会議は、10月8日水曜日に開催する予定で、9月上旬に委員の皆様へ通知をお送りします。
議 長		以上で本日の議事の全てを終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。
事 務 局		慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和7年第2回行田市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。 皆様、大変お疲れ様でした。